

諮問日：令和2年4月22日（令和2年度（最情）諮問第1号）

答申日：令和2年11月26日（令和2年度（最情）答申第34号）

件名：最高裁判所の裁判官別進行区分表の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁判所の裁判官別進行区分表（最新版）」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「民事上告事件裁判官別進行区分表」及び「民事上告受理事件裁判官別進行区分表」（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和2年1月27日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に定める不開示情報に相当するか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件不開示部分には、事件の進行管理を適正に行うために必要な情報が記載されているところ、当該情報を公にすることによって、個々の事件の審議に関する具体的な進行状況等が明らかとなり、その結果として適切な裁判事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、本件不開示部分に関する情報は、法5条6号に規定する不開示情報

に相当すると考えられる。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年4月22日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月23日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年11月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件対象文書は、最高裁判所訟廷事務室において作成されたものであり、本件不開示部分には、同裁判所に係属した民事上告事件及び民事上告受理事件の進行管理のための情報が記載されていることが認められる。その記載内容のほか、裁判官による審議も含めた個々の事件の具体的な進行は担当裁判官に委ねられていることも踏まえて検討すれば、本件不開示部分に記載された情報が公になると、個々の事件の審議に関する進行状況等が明らかになるか、あるいは推知されるなどし、その結果として、適切な裁判事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示部分は、法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正 人

委 員 長 戸 雅 子